

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年7月11日
事業者の氏名又は名称	ミタカ観光有限会社(法人番号1500002008320)(代表者 谷泉洋美)
事業者の所在地	愛媛県伊予市三秋342番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県伊予市三秋甲285番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	<p>令和4年3月10日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)</p> <p>(2)運行に関する状況把握等のための体制が整備されていなかったこと(運輸規則第21条の2)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(運輸規則第47条の7第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	12点
違反点数(事業者)	12点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年7月28日
事業者の氏名又は名称	藤西阿観光株式会社(法人番号4480001007752)(代表者 藤川善則)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和4年5月31日及び同年6月23日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。